

2026年5月13日

各排出事業者様

一般財団法人 広島県環境保全公社 理事長

出島処分場におけるタイヤ洗浄機の使用について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

出島処分場の受入施設出口に設置していますタイヤ洗浄機の使用について、改めて丁寧な使用をお願い申し上げます。

最近の施設使用状況を監視カメラ等で確認したところ、両側前後にあるガイドへの接触が多く見られます。

強い接触により、施設の使用に支障を来たす状態となりますと、廃棄物の受入停止の事態を招くとともに、原因者に早急な修理をお願いすることとなります。

タイヤ洗浄機の使用の際には、しっかりと両側を確認して侵入した後、15秒を目安にゆっくりタイヤ洗浄部を通過していただくようお願い致します。

また、万一、タイヤ洗浄機通過中に接触等に気づかれた場合には、速やかに管理事務所職員に連絡してください。

